



住 安 第 224号  
平成19年9月28日

社団法人静岡県建築士会会長  
社団法人静岡県建築士事務所協会会長 } 様

静岡県県民部建築安全推進室長  
(公印省略)

建築士事務所の一斉立入指導について (情報提供)

このことについては、平成19年6月11日付け住安第96号により通知しましたが、その結果が下記のとおりであったのでお知らせします。

また、当室では、別紙の情報を、建築士事務所の新規・更新登録手続き時に配布し、開設者及び管理建築士に対して注意を促しています。

貴会におかれては、会員への指導等、業務の適正化の推進に御活用ください。

記

1 立入指導結果 (件)

区 分	立入事務所数 ( ) 内は違反件数		
	専業	兼業	計
一級建築士事務所	75 (23)	24 (10)	99 (33)
二級建築士事務所	3 (1)	2 (2)	5 (3)
木造建築士事務所	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	78 (24)	26 (12)	104 (36)

※違反事務所については、下田土木、袋井土木、浜松土木管内の3件を除き、是正済 (平成19年9月25日時点)

《主な違反事項》

- ・設計図書に記名及び押印をしていない (第20条第1項)
- ・建築主への工事監理報告を行っていない (第20条第3項)
- ・帳簿の備付け不備 (第24条の3第1項)
- ・建築士事務所の閲覧書類未作成 (第24条の5)

2 構造計算業務体制における主な指導事項

- ・委託において、下請けと手間請けの線引きが不明確なため、書面での契約を指導
- ・帳簿に委託内容及び受託者の記載を指導
- ・構造関係図書に下請け構造設計事務所の記名捺印を指導
- ・元請事務所に対し、構造関係図書のチェック体制の確立を指導

参考) 今回も昨年同様、一昨年からの耐震偽装問題を踏まえ、立入りの対象には一級建築士事務所を優先しました。また、立入指導にあたっては、構造計算の適正処理の指導に重点を置き、構造計算に関する適正な設計業務の指導を行っています。

担 当 建築安全スタッフ  
電話番号 054-221-3079



## 平成 19 年度建築士事務所立入指導結果について

県内の建築士事務所における業務の適正運営を確保し、これにより違反建築物の防止及び建築物の質の向上を図るため、6月18日から7月12日にかけて一斉立入指導を実施しました。

主な指摘事項は次のとおりです。建築士法で定められた規定を再度確認していただき、法律の趣旨を御理解の上、適正な業務運営に努めてください。特に、構造計算業務体制については、責任の所在を明確にするとともに、構造関係図書のチェック体制の再確認をお願いします。

### 立入指導結果

#### 1 主な違反事項

##### ・設計図書への記名及び押印（第 20 条第 1 項）

建築士が設計を行った場合には、その責任を明らかにするため、設計図書への記名押印が義務付けられています。

##### ・建築主への工事監理報告（第 20 条第 3 項）

工事監理の適正化を図るため、工事監理を終了したときに、工事監理報告書で建築主に報告することが義務付けられています。

##### ・帳簿の備付け（第 24 条の 3 第 1 項）

設計、工事監理等の適正化を図るため、開設者に対して、その業務に関する帳簿の作成及び保存が義務付けられています。

##### ・建築士事務所の閲覧書類の備付け（第 24 条の 5）

事務所の業務実績、管理建築士及び所属建築士の氏名及び業務の実績などを記載した書類を備付け、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならないとされています。

#### 2 構造計算業務体制における主な指導事項

- ・委託において、下請けと手間請けの線引きが不明確なため、書面での契約を指導
- ・帳簿に委託内容及び受託者の記載を指導
- ・構造関係図書に下請け構造設計事務所の記名押印を指導
- ・元請事務所に対し、構造関係図書のチェック体制の確立を指導

参考) 今回は、立入りの対象には「一級建築士事務所」かつ「業務量が多い、又は構造計算業務を行っている事務所」を優先しました。また、立入指導にあたっては、「構造設計業務体制の状況の把握」、「工事監理業務の適正化」、「法改正の周知」に重点を置き、適正な指導を行っています。

静岡県県民部建築安全推進室

担 当 建築安全スタッフ

電話番号 054-221-3079